

**民生委員兒童委員
互助共濟事業**

I 民生委員児童委員互助共済事業について

1. 制度の概要

民生委員児童委員の相互の共済制度として、民生委員児童委員互助共済事業があり、道内全て（札幌市を除く）の民生委員児童委員が会員となっています。

この事業は、本連盟が行う互助共済事業と全国社会福祉協議会（全社協）が行う互助事業の2つの制度から見舞金、弔慰金、退任慰労金が給付されます。

2. 加入

北海道・全国いずれの制度についても、民生委員児童委員として委嘱を受けた日から会員となります。

3. 会費

会費は、民生委員児童委員互助共済事業規程施行細則並びに全国民生委員互助共励事業運営要綱により定められています。

会費の額	北海道分	一人年額	1,000円
	全国分	一人年額	1,900円

会費の納期 毎年9月末日

会費の請求 毎年4月1日の民生委員児童委員の現員数と補充見込数の合計に基づいた額を請求します。

4. 給付内容

民生委員児童委員互助共済事業の給付内容及び給付金額は表1のとおりです。

なお、北海道及び全国分の給付金は、あわせて送金します。

5. 給付の決定

給付の決定を早めるため本連盟は月2回の決定を行っています。

なお、公務関係については全社協の審査が必要のため給付申請から3か月以上の期間が必要です。

表 1 給付種類及び給付金額

種 類		北海道	全 国
死亡弔慰金	(1) 公務死亡	100,000 円以内	100,000 円～200,000 円
	(2) 一般死亡	30,000 円	30,000 円
	(3) 配偶者死亡	* 1 10,000 円	* 1 10,000 円
傷病見舞金	(1) 公務傷害	100,000 円以内	30,000 円～150,000 円
	(2) 公務疾病	100,000 円以内	30,000 円～150,000 円
	(3) 一般傷病	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 か月 (31 日) 以上 2 か月未満 8,000 円 ・ 2 か月 (61 日) 以上 10,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 か月 (31 日) 以上 2 か月未満 8,000 円 ・ 2 か月 (61 日) 以上 10,000 円
災害見舞金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全壊・大規模半壊・中規模半壊 100,000 円 ・ 半壊・準半壊 50,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全壊・大規模半壊・中規模半壊 100,000 円 ・ 半壊・準半壊 50,000 円
退任慰労金			<ul style="list-style-type: none"> ・ 在任期間 3 年を超える 9 年未満 * 2 3,000 円 ・ 在任期間 9 年以上 15 年未満 5,000 円 ・ 在任期間 15 年以上 7,000 円 ※死亡退任を除く、在任期間 3 年を超える退任者を対象とする。

* 1 ～ 令和 4 年 11 月 30 日までの死亡は 15,000 円

* 2 ～ 令和 4 年 11 月 30 日の退任までは「在任期間 3 年以上 9 年未満」

Ⅱ 給付申請手続きと該当要件

1. 申請手続き

給付金の申請は北海道分、全国分ともに共通の「給付金申請書（互助様式第2号）」を使用し、給付種類ごとに関係書類を添付して申請してください。様式は、本連盟ホームページ>市町村事務局専用ページ>互助共済事業各種様式からダウンロードできます。または、本資料の13ページから掲載しているものをコピーしてご使用ください。なお、発生から1年を経過すると給付できませんのでご注意ください。

(1) 給付金申請書（互助様式第2号）の記入

①申請金額

表1（4ページ）を参照のうえ記入してください。（公務による場合は、全社協の審査会で給付額が決定されますので、申請金額を記入しないでください。）

②申請種類

該当する欄に○をつけてください。2種類の給付申請を行うとき（一般死亡の申請や、退任慰労の申請で31日以上療養期間がある場合）は、死亡または退任慰労と傷病の2か所に○をつけてください。

③遺族又は配偶者、会員との続柄

死亡弔慰金を申請する場合のみ記入してください。

○会員の死亡：遺族のうち給付金受給資格者を記入してください。

・受給資格者及び順位：配偶者、子、父、母、祖父、祖母

・同順位の受給者が複数の場合は代表者を記入してください。

○配偶者の死亡：配偶者の氏名を記入してください。

④給付金の受領口座

給付金は市町村民児協を経由して送金します。口座名義（フリガナ）、口座番号は正確にご記入ください。

(2) 給付に必要な書類

①申請書類

給付金申請書（互助様式第2号）

②関係書類

公務死亡状況説明書（互助様式第3号）

公務死亡状況証明書（様式例3-1）

公務傷害・公務疾病状況説明書（互助様式第4号）

公務傷害・公務疾病状況証明書（様式例4-1）

一般死亡確認書（互助様式第5号）

配偶者死亡確認書（互助様式第6号）

一般傷病確認書（互助様式第7号）

退任確認書（互助様式第8号）

「災害見舞金」被災状況説明書（様式例5）

2. 該当要件および留意事項

種類	該当要件	関係書類	留意事項
死亡 弔慰金	公務死亡	<ul style="list-style-type: none"> ・公務死亡状況説明書 (互助様式第3号) ・公務死亡状況証明書 (様式例3-1) ・医師の死亡診断書 	<p>①公務死亡状況説明書 状況説明欄は、死亡原因が民生委員児童委員活動に起因することを説明してください。</p> <p>②公務死亡状況証明書 民児協会長が発行した説明書の内容について、活動内容に応じて市町村長、または社協会長の証明を受けてください。</p> <p>③死亡診断書 原本の添付が必要です。</p> <p>④公務傷病見舞金との同時給付は行えません。公務死亡弔慰金のみ給付となります。</p> <p>⑤退任慰労を含みますので、同時に退任慰労金の給付は行えません。</p>
	一般死亡	<ul style="list-style-type: none"> ・一般死亡確認書 (互助様式第5号) 	<p>①一般死亡確認書の死因の欄は病気・事故・その他の中から該当する項目に○を付けてください。</p> <p>②死亡の前に1か月(31日)以上の療養期間がある場合は同一の給付金申請書で、一般傷病見舞金を申請してください。</p> <p>③退任慰労を含みますので、同時に退任慰労金の給付は行えません。</p>
	配偶者死亡	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者死亡確認書 (互助様式第6号) 	<p>①配偶者死亡確認書の死因の欄は病気・事故・その他の中から該当する項目に○を付けてください。</p>

種類	該当要件	関係書類	留意事項
公務傷害・疾病 傷病見舞金	民生委員児童委員活動中の傷害及び活動の遂行が直接原因とみられる疾病	<ul style="list-style-type: none"> ・公務傷害・公務疾病状況説明書 (互助様式第4号) ・公務傷害・公務疾病状況証明書 (様式例4-1) ・医師の診断書 	<ul style="list-style-type: none"> ①公務傷害・公務疾病状況説明書 状況説明欄は、傷病の原因が民生委員児童委員活動に起因していることを説明してください。 ②公務傷害・公務疾病状況証明書 民児協会長が発行した説明書の内容について、活動内容に応じて市町村長、また社協会長の証明を受けてください。 ③医師の診断書 原本の添付が必要です。原則として受傷後または発症後1か月以内を取得してください。 ④療養期間について 療養期間に関係なく給付の対象となります。 ⑤入院のほか、自宅療養の期間も含まれます。また、入院をせず自宅療養のみの場合も申請できます。 ⑥公務傷害の場合は、重度の後遺障がいや5日以上入院が伴わないときは一律30,000円の給付となるため、事故発生後、治療中であっても速やかに申請してください。 ⑦公務疾病については、完治後直ちに申請してください。治療中の場合は、治療期間が181日を越えた時点で速やかに申請してください。 ⑧公務傷病見舞金を申請(給付決定)される前に、公務死亡された場合は公務死亡弔慰金による給付となります。
一般傷病	1か月(31日)以上の療養を必要とする傷病	<ul style="list-style-type: none"> ・一般傷病確認書 (互助様式第7号) 	<ul style="list-style-type: none"> ①療養期間 期間が2か月(61日)以上となるか、2か月未満となるかが明らかになった時点で申請してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・完治したとき 療養に要した期間(自宅療養を含む)を記入してください。 ・完治の見込みが明らかでないとき 発症後2か月(61日)を経過してから療養中として申請してください。 (診断書の添付は必要ありません)

種類	該当要件	関係書類	留意事項
災害見舞金	居宅が火災・風水害等により被災し、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊または準半壊した場合	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況説明書（様式例5） 関係官公署発行の罹災証明書 	<p>①居宅を対象とします。</p> <p>②罹災証明書は、原本の添付が必要です。</p>
退任慰労金	在任期間が <u>3年を超えて退任したとき</u> （死亡退任を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 退任確認書（互助様式第8号） 	<p>①給付金申請書受領口座（民児協口座）を記入してください。</p> <p>②住所記載欄について 退任後に他市町村に転居する場合、申請書、退任確認書の住所記入欄は次のことに留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付金申請書（互助様式第2号） 民生委員児童委員在任期間中の会員住所を記入してください 退任確認書（互助様式第8号） 他市町村に転居した場合のみ、転居先の住所、電話番号を記入してください。 <p>③在任期間<u>3年以下の退任者</u> 会員システムの更新登録を行いますので、退任確認書（互助様式第8号）のみ提出してください。</p>

○その他の留意事項

1. 公務傷害の申請に必要な診断書について

公務傷害は、傷病名、受傷日、受診日と治療を完了した日（入院を要した場合は退院後の自宅療養期間を含める）が記載された診断書(原本)が必要です。

診断書取得前に道民児連事務局にご連絡ください。

2. 一つの療養期間に対する傷病見舞金

傷病見舞金は傷病により療養を要したことへの給付金です。個々の傷病に対するものではないため、療養期間中に別の傷病を発症した場合でも療養が継続中であれば、申請は1回となります。

3. 同一の病気で申請をするとき

同じ病気が再発した場合でも1回のみ給付金の申請を行うことができます。ただし、前回の治療で、医師が完治の診断を行い、かつ完治から1年以上経過していることが条件です。

4. 生活習慣病等慢性的疾患による申請について

糖尿病、高血圧症、脂質異常症（高脂血症）や高尿酸血症（痛風）等、いわゆる生活習慣病と言われる疾病について申請できません。（26ページ 民生委員児童委員互助共済事業規程施行細則第7条第2項を参照）

5. 一斉改選時の退任慰労給付金申請について

本資料で説明した手続きとは別に案内します。

○その他の関連事項

1. 道民児連会長退任感謝状について

在任期間が3年以上で退任（死亡退任を含まない）された場合は、道民児連会長名で退任感謝状をお贈りします。

2. 全民児連会長表彰（永年勤続退任民生委員児童委員表彰）について

在任期間が通算15年以上で退任（死亡退任も含む）された場合は、全国民生委員児童委員連合会長表彰（永年勤続退任民生委員児童委員表彰）の対象となります。

ただし、過去に、同一の表彰を受けている場合は対象となりません。

詳しくは、37ページの表彰要領を参照してください。

3. 退任（死亡退任を含む）時の民生委員児童委員台帳の取扱いについて

退任慰労金または死亡弔慰金の給付金申請書をもとに修正を行いますので台帳の添付は必要ありません。

また、在任期間3年以下で退任された場合は、退任慰労金の給付対象とはなりません。また、在任期間3年で退任された場合は、道民児連会長退任感謝状の対象となります。また、会員システムの登録のため、退任確認書（互助様式第8号）に必要事項をご記入のうえ本連盟に送付してください。

4. 弔辞文及び取扱い

現職で亡くなられた会員に対し、必要に応じて道民児連、全民児連会長からの弔辞を代読いただくこととしています。弔辞は本資料34ページに掲載しています。

Ⅲ 給付金申請手続きQ & A

給付申請にかかる手続きで、問い合わせがあったものから各地に共通するものを紹介しますので参考にしてください。

1. 会員資格に関する質問

Q 1 民生委員児童委員の一斉改選で定数が増えました。増員分の会費を納める必要がありますか。

A 一斉改選により年度途中で定数が増えても増員分の会費を納める必要はありません。会費は毎年4月1日の民生委員児童委員の現員数と補充見込数の合計に基づいて請求します。また、逆に定数減となった場合であっても会費の返金はいたしません。
(26ページ 民生委員児童委員互助共済事業規程施行細則第3条を参照)

Q 2 前任者が退任し、後任として委嘱された民生委員児童委員の加入手続きはどのように行うのですか。

A 加入手続きは必要ありません。新しく委嘱された場合は台帳様式(47ページ)並びに「委員交代、追加委嘱報告書」(53ページ)に必要事項記入し、提出していただきます。それをもって「共済制度」並びに「民生委員・児童委員活動保険」の加入に代えることとしています。台帳は、便宜的に民生委員推薦会の開催日を委嘱日とし、速やかにご提出ください。提出後に委嘱日が相違していた場合は、修正後の台帳をご提出ください。なお、一斉改選期の加入手続きは別にご案内します。
(42ページ 民生委員児童委員台帳記入要領を参照)
(52ページ 年度途中追加委嘱者にかかる手続きについてを参照)

Q 3 北海道知事に新しい委員の推薦を行いました。委嘱状の交付をまだ受けていません。この期間に病気で療養をしましたが給付申請はできますか。

A 委嘱状は地元市町村の推薦日で交付されますので、推薦日(委嘱日)以後の療養について申請することができます。ただし、申請は委嘱状交付後に行ってください。

2. 傷病見舞金に関する質問

Q 4 入院せずに自宅で療養していました。傷病見舞金を申請することができますか。

A 入院の有無にかかわらず給付の対象となります。ただし、医師の診断を受けていることが必要です。

Q 5 打撲傷により医療機関を受診せず、治療院（あんま）で治療しました。傷病見舞金を申請することができますか。

A 傷病見舞金は、医師の診断を受けていることが前提ですが、全社協では公務傷害等の申請において、国家資格を有する柔道整復師や、針師、灸師が発行する施術証明書でも医師の診断書に代えて受付をしています。一般傷病の場合も前述の条件を満たす治療院であれば確認書により適用になります。

Q 6 一般死亡弔慰金と一般傷病見舞金は同時に申請することができますか。

A 死亡する前に療養期間があればどちらも申請することができます。ただし、療養期間が1か月(31日)以上あることが必要です。また、全国給付金申請事務の関係から、傷病見舞金の決定を経てから死亡弔慰金の決定を行うため、決定時期がずれてしまうことに関して予めご承知おきください。

Q 7 民生委員児童委員を退任した後に、一般傷病見舞金の給付対象期間があることがわかりました。退任後も申請することができますか。

A 既に退任している場合でも、退任以前に1か月以上(31日)の療養期間があれば給付の対象となります。なお、退任慰労金給付決定後の申請は受けられませんので、退任時に傷病期間の有無をご確認ください。

Q 8 上記のように傷病により入院、通院した場合、2か月未満と2か月以上とに区分されていますが、何日で計算するのですか。

A 傷病が発生してから完治するまでの日数で、通院、入院、自宅療養の3つの療養方法全てを含み、発生から完全に治るまでの加療（全治）期間です。全社協では、31日から60日を2か月未満、61日からを2か月以上として計算します。

Q 9 活動中に骨折をして公務傷害見舞金の申請をした委員が、その療養期間中に病気を発症しました。療養期間が重なりますが、病気について一般傷病見舞金は申請できますか。

A 申請できます。一般傷病見舞金は、病気や怪我のために療養(31日以上)が必要な状態にあることに対しての見舞金ですが、公務傷害見舞金は公務中に負傷したという事実に着目をして見舞金を給付するものであり、療養期間に関わらず、審査委員会の決定により給付されるものです。両申請は療養期間が重なっていても問題はありません。

Q 10 認知症の進行が原因で退任する委員がいます。認知症は一般傷病見舞金の対象になりますか。

A 対象になります。ただし、アルツハイマー型認知症やルビー小体型認知症などの診断がつき、通院や服薬等の治療がされていることをご確認のうえご申請ください。

3. 死亡弔慰金に関する質問

Q 1 1 委員が死亡し、一般死亡弔慰金の手続きを開始しようとしたところ、遺族が相続を放棄していることが分かりました。この場合、一般死亡弔慰金はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A 本連盟の規定において一般死亡弔慰金は相続財産になりませんので、相続放棄がされていても給付に問題はありません。なお、給付はご遺族からの申し出があったときにするもの（26ページ 民生委員児童委員互助共済事業規程施行細則第6条を参照）であり、万が一ご遺族が受け取りを拒否された場合は返金となりますので、予めご承知おきください。

4. 公務に関する質問

Q 1 2 民生委員児童委員活動中にケガをして療養していました。療養中に医師から「今後2週間の通院加療を要する」という診断が出されました。この時点で公務傷害の申請ができますか。

A 公務傷害は、重度の後遺障がいや5日以上の上院が伴わないときは一律30,000円の給付となるため、事故発生後、治療中であっても速やかに申請してください。

5. その他の質問

Q 1 3 会長が入院していて一般傷病見舞金を請求しようと思いますが、このとき申請者はどのように扱うのですか。

A 会長自身にかかわる申請ですので、申請は副会長名で行ってください。

IV 申請書様式

- ・ 互助様式第 2 号 互助共済事業給付金申請書
- ・ 互助様式第 3 号 公務死亡状況説明書
- ・ 様式例 3 - 1 公務死亡状況証明書
- ・ 互助様式第 4 号 公務傷害・公務疾病状況説明書
- ・ 様式例 4 - 1 公務傷害・公務疾病状況証明書
- ・ 互助様式第 5 号 一般死亡確認書
- ・ 互助様式第 6 号 配偶者死亡確認書
- ・ 互助様式第 7 号 一般傷病確認書
- ・ 互助様式第 8 号 退任確認書
- ・ 様式例 5 「災害見舞金」被災状況説明書

民生委員児童委員互助共済事業
給付金申請書

申請金額	北海道分					市町村					
	全国分					民児協名					
	合計					担当者名					
申請種類 (該当部分に○をつける)	公務死亡	公務傷害	公務疾病	一般死亡	配偶者死亡	一般傷病 <small>(2か月未満) (2か月以上)</small>		災害	退任慰労		
									<small>(3年超え9年未満)</small>	<small>(9年以上15年未満)</small>	<small>(15年以上)</small>
ふりがな					男	年	満	民生委員在任期間			
会員氏名					女	齡	歳	年 月 日			
遺族又は配偶者 (公務死亡、一般死亡、配偶者死亡の申請時のみ記入してください)											
遺族・配偶者名					会員との続柄						
会員住所	〒										
上記の通り関係書類を添えて申請します。											
北海道民生委員児童委員連盟会長 様											
令和 年 月 日											
民児協名											
会 長 印											
給付金の受領口座	金融機関名										
※民児協の口座を記入してください。	銀行・信用金庫・ 農協・漁協・労働金庫										
	本店 ・ () 支店										
	普通 ・ 当座 口座番号										
	(フリガナ) 口座名義										

(互助様式第3号)

公務死亡状況説明書

下記の者が公務上死亡しましたのでその状況を説明します。

会員氏名 (男・女) 満 歳

住 所

在任延期間 年 か月

死亡原因

死亡年月日 令和 年 月 日

状況説明

令和 年 月 日

民児協名

会 長

印

(様式例 3 - 1)

公務死亡状況証明書

民生委員児童委員 氏が公務により死亡した事に関し、
民生委員児童委員協議会長の状況説明書の内容は事実と相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日

(市町村長、社協会長)

氏 名

印

(互助様式第4号)

公務傷害・公務疾病状況説明書

公務上傷害を受け
下記の者が { 〃 } ましたのでその状況を説明します。
公務に起因する疾病にかかり

会員氏名 (男・女) 満 歳

住 所

在任延期間 年 月 日

発病年月日 令和 年 月 日

全治期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日 (日間)

〔 上記期間内に 入院 有り 令和 年 月 日～令和 年 月 日 (日間) 〕
入院 無し

病 名

状況説明

令和 年 月 日

民児協名

会 長

印

(様式例 4 - 1)

公務傷害・公務疾病状況証明書

民生委員児童委員 氏が公務により（傷害を受けた・疾病した）ことに関し、民生委員児童委員協議会長の状況説明書の内容は事実と相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日

(市町村長、社協会長)

氏 名

印

(互助様式第5号)

一般死亡確認書

会員氏名

死亡年月日 令和 年 月 日

死 因 (該当するものに○をつけてください)

病気 事故 その他

上記事項に相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

民児協名

会 長

印

※死亡前に1か月(31日)以上の入院・自宅療養期間がある場合は一般傷病見舞金と合わせて申請してください。

(互助様式第6号)

配偶者死亡確認書

会員氏名

配偶者氏名

死亡年月日 令和 年 月 日

死 因 (該当するものに○をつけてください)

病気 事故 その他

上記事項に相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

民児協名

会 長

印

(互助様式第7号)

一般傷病確認書

会員氏名

傷病名

療養期間（自宅療養期間を含む）（ 日間）

入院 令和 年 月 日～令和 年 月 日

通院(自宅療養) 令和 年 月 日～令和 年 月 日

（ 完治 ・ 療養中 ） のどちらかに○をつけてください。

上記事項に相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

民児協名

会 長

印

(互助様式第8号)

退 任 確 認 書

会員氏名

送付先住所 (居住していた市町村外に転出の場合のみ記入してください)

〒
住所

電話 () -

就任年月日 () 年 月 日

退任年月日 令和 年 月 日

退任理由 (該当するものに○をつけてください)

自己都合 転居 任期満了 (一斉改選) その他

上記事項に相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

民児協名

会 長

印

V 民生委員児童委員互助共済事業関係規程等

【民生委員児童委員互助共済事業(道民児連)】

1. 民生委員児童委員互助共済事業規程
2. 民生委員児童委員互助共済事業規程施行細則
3. 互助共済事業運営委員会内規

【民生委員互助事業(全社協)】

1. 全国民生委員互助共励事業運営要綱 (抜粋)
2. 全国民生委員互助事業取扱要領

注：北海道においては互助共済事業を本連盟で実施しています。
このため、全社協の要綱等にある都道府県社協を道民児連に、
市町村社協を市町村民児協と読み替えてください。

【民生委員児童委員互助共済事業（道民児連）】

1. 民生委員児童委員互助共済事業規程

平成 9年 3月14日議決
平成25年 3月14日一部改正
令和 4年10月13日一部改正

第1条 この規程は、定款第4条第1項第3号の規定に基づき、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟（以下「この法人」という。）互助共済事業に関し必要な事項を定める。

第2条 互助共済事業はこの法人の会員（以下「会員」という。）を対象とし、事業の運営は、別に定める互助共済事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）において行う。

第3条 会員が次の各号に該当したときは、その翌日から会員の資格を失う。

- (1) 死亡
- (2) 退任

第4条 会員は、次の義務を負う。

- (1) 規程と機関の決定に服する義務
- (2) 会費を納入する義務

第5条 互助共済事業の種目は、次のとおりとする。

- (1) 死亡弔慰金の給付
- (2) 傷病見舞金の給付
- (3) 災害見舞金の給付
- (4) その他福利増進に関すること

第6条 前条の給付の認定は、会長理事が行う。

2 給付の認定に不服のある会員は、その通知を受けた日から14日以内に、運営委員会にその旨を申し立てることができる。

第7条 給付は、その原因である事実が会員として資格を有する期間内に生じたものに限りこれを行う。

第8条 会員の互助共済会費の額は、別に定める。

第9条 互助共済事業に要する経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会員の会費
- (2) 全国社会福祉協議会互助共励事業給付金
- (3) 寄附金
- (4) その他の収入

第10条 会長理事は、毎年1回会員にその業務の執行状況を報告しなければならない。

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長理事が別に定める。

2. 民生委員児童委員互助共済事業規程施行細則

平成 9年	3月14日	議決
平成10年	3月17日	一部改正
平成13年	5月22日	一部改正
平成16年	3月 4日	一部改正
平成25年	3月14日	一部改正
平成26年	5月13日	一部改正
平成27年	3月 5日	一部改正
平成30年	5月25日	一部改正
令和 3年	2月16日	一部改正
令和 3年	12月 3日	一部改正
令和 4年	10月13日	一部改正

第1章 総 則

第1条 互助共済事業規程（以下「規程」という。）第6条第2項により不服の申し立てがあったときは、1か月以内にこれを決定し申立人に通知しなければならない。

第2条 規程第8条による会員の会費は年額1,000円とし、毎年4月1日より9月30日までに納入するものとする。ただし、会費の額を変更する場合には、評議員会の決議を経て決定する。

第3条 規程第3条により会員の資格を喪失した場合、会費は返還しない。ただし、資格を喪失した会員の後任として、新たに会員となった場合は前任者の資格を継承するものとする。

第4条 市町村民生委員児童委員協議会は会員又は遺族から死亡、傷病、災害などの申し出があったときは、別に定める給付申請書に必要な書類を添付し本連盟に提出する。

第2章 死亡弔慰金の給付

第5条 会員が次の各号に該当した場合、当該各号に定めるところにより弔慰金を給付する。

- (1) 公務死亡 10万円以内
- (2) 一般死亡 3万円
- (3) 配偶者死亡 1万円

第6条 死亡弔慰金は、第4条により遺族からの申し出により給付し、その順位は次のとおりとする。

- (1) 会員の配偶者、子、父母、祖父母
- (2) 同順位の遺族が2人以上いるときは、その中の1人を総代者とする。

第3章 傷病見舞金の給付

第7条 会員が次の各号に該当した場合、当該各号に定めるところにより傷病見舞金を給付する。

- (1) 公務傷害 10万円以内
- (2) 公務疾病 10万円以内
- (3) 一般傷病 1か月以上2か月未満 8千円
2か月以上 1万円

2 前項(3)の一般傷病は、原則として慢性的疾患は給付対象としない。

第4章 災害見舞金の給付

第8条 給付対象物件の範囲は、会員の居住する建物とする。

第9条 給付対象物件が次の各号に該当した場合、それぞれ各号に定めるところにより災害見舞金を給付する。ただし、これによりがたい被災の場合の給付は運営委員会の意見を聴し、給付することができる。

- (1) 全壊・大規模半壊・中規模半壊 10万円
- (2) 半壊・準半壊 5万円

第10条 災害及び事故が広範囲に発生し、所定の給付金額を給付することができないときは、理事会及び評議員会の決議を経て、給付する金額及び給付方法を定めることができる。

3. 互助共済事業運営委員会内規

平成 9年 3月14日議決
平成13年 5月22日一部改正
平成25年 3月14日一部改正

第1条 この内規は、部会・委員会規程に基づき、互助共済事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営について必要な事項を定める。

第2条 運営委員会は、本連盟の理事を以って構成する。

2 運営委員会に委員長1人、副委員長若干人を置き委員の互選とする。

第3条 運営委員会の開催は、委員長において、必要に応じ招集する。

第4条 運営委員会に要する経費は、本連盟会計において負担する。

【民生委員互助事業（全社協）】

1. 全国民生委員互助共励事業運営要綱（抜粋）

1. 目的

民生委員・児童委員の互助と共励を基盤として、活動の充実振興をはかり、もって地域福祉活動の推進に資することを目的とする。

2. 実施主体

社会福祉法人全国社会福祉協議会

3. 会員および会費

この事業の会員は民生委員法に基づく民生委員・児童委員とし、その委嘱を受けたときから会員となる。

会員は、年額 1,900 円の会費を納入する。

納入期日、納入方法は毎年度文書により通知する。

4. 事業の種類

(1) 互助事業

会員の死亡、傷病、被災及び配偶者の死亡に対して弔慰又は見舞を、また退任者に対する慰労を行う。

(2) 共励事業

民生委員・児童委員活動の推進及び会員の研鑽に資するため、中央共励事業並びに地方共励事業を実施する。

5. 事業の運営

社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下、「全社協」）は、本事業を適切に運営するために、民生委員互助共励事業運営委員会（以下、「運営委員会」という）及び企画連絡会議、審査委員会を設置する。

尚、必要に応じて専門委員会を設けることができる。

(1) 運営委員会

全国民生委員児童委員連合会（以下「全民児連」）評議員を運営委員とし、事業計画・予算、事業報告・決算、専門委員会の設置等、本事業の基本的事項について審議するため、年 1 回以上開催する。

運営委員会の任期は 3 年とする。

(2) 企画連絡会議

企画連絡会議は全民児連理事をもって構成し、運営委員会に諮る事案について検討する。

企画連絡会議の構成員の任期は 3 年とする。

(3) 審査委員会

審査委員は運営委員会の意見を聞いて選任し、公務に起因する死亡、傷害、疾病にかかる給付について審査する。

審査委員の任期は 3 年とする。

(4) その他

上記（1）～（3）の委員会には、必要に応じて社協職員、学識経験者等が参加することができる。

6. 事業の企画・実施

(1) 互助事業

- ①互助事業は原則として金員の給付により実施する。
- ②弔慰、見舞及び退任慰労は、全社協会長が決定する。
- ③ただし、一般死亡、配偶者死亡、一般傷病、災害及び退任にかかわる給付の審査・決定は、都道府県・指定都市の実情に応じて都道府県・指定都市社協もしくは都道府県・指定都市民児協、又は都道府県・指定都市社協と同民児協による合議体（以下、「県社協等」という）に委任する。
- ④全社協会長は、公務に起因する死亡、傷害、疾病にかかる給付決定については、あらかじめ審査委員会の意見を聞かなければならない。
- ⑤弔慰、見舞又は退任慰労にかかわる事務手続きは、「全国民生委員互助事業取扱要領」に基づいて行うものとする。

(2) 共励事業－省略－

7. 個人情報保護に関する方針等について

本事業における個人情報の取り扱い、本会が定める「個人情報の保護に関する方針」（プライバシーポリシー）にもとづき、適切な取り扱いに努める。

8. 事務費

本事業の実施に要する事務費を県社協等に対して交付する。
その額は会員1名に対し300円とする。

2. 全国民生委員互助事業取扱要領

1. 弔慰、見舞又は退任慰労の種類・金額・範囲

会員が次の各号に該当した場合、当該各号に定めるところによって、弔慰、見舞又は退任慰労を行う。申請は、事故発生後1年以内に行うこと。

〔表1〕

	種 類	金 額	範 囲
公務 関係	(1)死亡弔慰 公務死亡	100,000円 ～200,000円	ア. 都道府県・指定都市、市区町村、福祉事務所、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、その他の関係機関の指示による諸活動、並びに民生委員・児童委員としての職務遂行下、他人から危害を加えられた、もしくは不慮の事故による死亡又は傷害。 イ. 前記による諸活動の遂行が直接の原因とみられる疾病。 ウ. その他明らかに公務の遂行に起因するとみられる死亡、傷害又は疾病。
	(2)傷病見舞 ①公務傷害 ②公務疾病	30,000円 ～150,000円	
一般 給付	(1)死亡弔慰 ①一般死亡 ②配偶者死亡	30,000円 10,000円	①会員の公務以外の事由による死亡。 ②会員と婚姻関係にある者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者の死亡。 ※令和4年11月30日までの死亡は15,000円
	(2)傷病見舞 一般傷病 ・療養1か月以上2か月未満(31日～60日) ・療養2か月以上(61日～)	8,000円 10,000円	入院、通院など発生後31日(1か月)以上の療養を必要とした傷病(自宅療養期間も含める)。 ア. 1か月以上2か月未満(31日～60日)の療養を必要とした場合。 イ. 2か月以上(61日～)の療養を必要とした場合。
	(3)災害見舞 ・全壊・大規模半壊・中規模半壊 ・半壊・準半壊	100,000円 50,000円	①会員自宅の全壊・大規模半壊・中規模半壊 ②会員自宅の半壊・準半壊
	(4)退任慰労 ・在任3年以上9年未満(→ア.) ・在任3年を超える9年未満(→ア.) ・在任9年以上15年未満 ・在任15年以上	3,000円 5,000円 7,000円	ア. 対象者の在任期間が、 ・令和4年11月30日の退任までは「在任3年以上9年未満」 ・令和4年12月1日以降は「在任3年を超える9年未満」 イ. 死亡による退任の場合は、死亡弔慰をもって退任慰労を含むものとする。

○令和2年10月16日一部改定。一般給付(3)災害見舞金に「準半壊」基準追加。「準半壊」基準は令和2年4月1日以降発生した災害に遡及適用。

○令和3年9月29日一部改定。一般給付(3)災害見舞金に「中規模半壊」基準追加。「中規模半壊」基準は令和2年7月3日以降発生した災害に遡及適用。

○令和4年3月1日一部改定。一般給付(1)～(2)配偶者死亡の弔慰金1万5千円を1万円に減額。一般給付(4)退任慰労の対象「3年以上」を「3年を超える」に改定。いずれも令和4年12月1日より適用。

2. 給付の方法

- (1) 弔慰金及び見舞金は、「厚生労働大臣」と「全国民生委員・児童委員一同」の連名で原則として金員によって行う。
- (2) 会員の死亡弔慰にあたっては、全民児連会長の弔辞（互助様式第1号）を贈る。
- (3) 退任慰労は、「全国民生委員・児童委員一同」の名義を付し、給付する。また、退任慰労の具体的方法について、県社協等はそれぞれの実情に即して、効果的に運用する。

3. 申請手続きと給付の決定

(1) 市区町村社協等の業務

① 受付

市区町村社協会長もしくは市区町村民児協会長（以下、市区町村社協会長等という）は管内の会員、又は会員の遺族から弔慰金や見舞金、退任慰労の申し出があったときは、その事実を確認し、給付金申請書（互助様式第2号）に〔表2〕で示す該当申請書類を添付して県社協等に提出する。

② 会員又は遺族への給付

県社協等より給付金の送金があったときは、速やかに適切な方法で会員又は遺族に給付する。

〔表2〕

種 類	申 請 書 類
① 公 務 死 亡	ア. 公務死亡状況説明書（互助様式第3号） イ. 公務死亡証明書（関係公的機関の長、もしくは当該社協会長による） ウ. 医師の発行する死亡診断書 【ア～ウは全て原本】
② 公務傷害及び 公務 疾 病	ア. 公務傷害・公務疾病状況説明書（互助様式第4号） イ. 公務傷害・公務疾病証明書（関係公的機関の長、又は当該社協会長等による） ウ. 医師の発行する診断書 【ア～ウは全て原本】
③ 一 般 死 亡	医師の発行する死亡診断書 ただし、一般死亡確認書（互助様式第5号）をもって代えることができる。
④ 配偶者死亡	医師の発行する死亡診断書 ただし、配偶者死亡確認書（互助様式第6号）をもって代えることができる。
⑤ 一 般 傷 病	医師の発行する診断書 ただし、一般傷病確認書（互助様式第7号）をもって代えることができる。
⑥ 災 害	関係官公署の罹災証明書
⑦ 退 任 慰 労	退任確認書（互助様式第8号）

(2) 県社協等の業務

① 受付

市区町村社協会長等より申請を受けたときは、申請書類を確認のうえ、受付処理台帳（互助様式第14号）に記入する。

ア. 公務関係については、県社協等代表者名で全社協会長に申請する。

イ. 公務関係以外の一般給付については、次項により審査決定する。

②審 査

県社協等は、各県の実情に応じて審査手続きの方法を予め定め、その方法により審査する。

審査にあたっては、〔表 1〕に示す各種別の範囲に合致するかどうかを確認し、承認、不承認、再調査を決定する。

③審査結果の通知並びに送金

ア. 承 認

給付を承認したときは、市区町村社協等団体代表者に給付決定・送金通知書（互助様式第 9 号）を送付する。

なお、給付金の送金は銀行振込を原則とし、振込依頼書控は証憑書類として 10 年間県社協等において保存する。

イ. 不承認

給付を不承認としたときは、市区町村社協等団体代表者に給付不承認通知書（互助様式第 10 号）で通知する。

ウ. 再調査

給付の承認、不承認が決定できないときは、市区町村社協等団体代表者宛に再調査を依頼し、当該事項について回答を求める。

④請求及び報告

給付決定したものについては、給付金報告・請求書（互助様式第 11 号）及び給付明細書（互助様式第 12 号）に記入のうえ、毎月 1 回全社協会長宛に提出する（毎月 10 日締）。

(3) 全社協の業務

①公務に起因する死亡、傷害、疾病にかかる給付については、公務審査委員会の意見を聞いて全社協会長が決定する。

②県社協等より提出された給付金報告・請求書及び給付明細書に基づき、原則として毎月 1 回、給付金送金通知書（互助様式第 13 号）を添付し給付金を県社協等へ送金する。

4. 前渡資金

全社協会長は、県社協等における給付金の便宜をはかるため、前渡資金制度を設けることができる。前渡資金は、公務給付以外の次の用途にあてることとする。

- (1) 一般死亡弔慰金
- (2) 配偶者死亡弔慰金
- (3) 一般傷病見舞金
- (4) 災害見舞金
- (5) 退任慰労金

5. 経 理

(1) 県社協等の処理

①給付に関する経理は、給付金受払簿（互助様式第 15 号）に記入し、他の経理と混同しないように、適正に処理しなければならない。

—以下、省略—

VI 全民児連会長・道民児連会長弔辞

○ 弔辞

会員の死亡に際して、北海道民生委員児童委員連盟会長、及び全国民生委員児童委員連合会長からの弔辞を代読いただくこととしています。

本連盟事務局専用ページから弔辞を直接ダウンロードできます。

【道民児連】

弔 辞

本日ここに、故民生委員児童委員〇〇〇〇氏の葬儀が執り行われるにあたり、謹んで哀悼の辞を捧げます。

生前、あなたは、永年に亘り、民生委員児童委員として、熱意と愛情をもって様々な活動に真摯に取り組んでいただきました。

あなたの活動の支えには、ご家族のご理解とご協力があればこそと、思いをいたしますとき、ご遺族の皆様の悲しみはいかほどかと、お慰めの言葉もございません。

あなたには、少子・高齢社会が進む中であって、これからも、お力添えをいただきたいと思っておりますだけに、このたび、訃報に接しましたことは、誠に残念でなりません。

今はただ、あなたが社会福祉の向上に尽くされました、これまでのご苦勞とご功績に心から敬意を表し、感謝を申し上げるばかりでございます。

〇〇さん、永いあいだ本当にありがとうございました。

ここに、お別れを申し上げ、謹んでご冥福をお祈りいたします。

令和 年 月 日

公益財団法人

北海道民生委員児童委員連盟

さがわ とおる

会 長 佐 川 徹

【全民児連】

(互助様式第1号)

弔 辞

〇〇〇さんのご霊前にぬかずき、謹んで哀悼のことばを捧げます。

あなたは民生委員・児童委員として、つねにその信条である社会奉仕の精神に徹し、社会福祉の増進に尽力され多くの実績をあげられました。

こんにち、社会の変化の中で、地域にあっては多くの人々がさまざまな生活課題に直面し、民生委員・児童委員の支援が一層必要とされています。このような大切な時に、あなたを失いましたことは、私ども全国23万の民生委員・児童委員一同齊しく悲しみにたえないところでございます。

私どもは、あなたの思いを継ぎ、互いに手を携え、社会の要請に応えるべく努力し続けていくことをお誓い申し上げます。

ここに生前のご功績をたたえ、心からご冥福をお祈り致します。

令和 年 月 日

全国民生委員児童委員連合会

とくのう きんいち

会 長 得 能 金 市